

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊長 野地 恭平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

グループ	件名	規格・単位・数量	納地	納期
1	簡易水洗トイレ等借上	仕様書のとおり	陸上自衛隊 木更津駐屯地	6.10.1～6.10.7
2	し尿・汚泥汲取役務			6.10.7

2 入札参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊木更津駐屯地 第316会計隊木更津派遣隊事務室（#762隊舎1F）
入札心得等については、会計隊事務室にて閲覧可

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年9月25日（水）10時00分 第316会計隊木更津派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域 の競争参加資格を有する者。（競争参加資格の年度：令和4・5・6年度）
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。（協力者含む。）
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 保証金については免除ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者がその義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の方法

「落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか・免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。」

9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

11 契約書の作成

- 契約金額が50万円超えた場合は請書を、150万円超えた場合は契約書を契約締結後遅滞なく作成する。
- 適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

11 その他

- 入札開始前に必ず「資格決定通知書（写し）」を提出すること。
- 代理による入札参加者は、入札時に「入札委任状」を提出すること。
- 入札及び契約に関する詳細は、「入札及び契約心得」を閲覧すること。
- 郵便による入札は令和6年9月24日 15時00分までに、下記宛先まで必着とする。
封書には、会社名、入札日時、件名、グループ及び朱書で「入札書在中」と明記し、郵送すること。
また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡を申し出ること。
- 電信・電話・FAXによる入札は、不可とする。
- 初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札の日時については別示する。
- 本公告に関する問い合わせ：〒292-8510 千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊契約班 谷山
TEL:0438-23-3411（内線351）
FAX:0438-23-3411（内線357 交換切替）
（8）仕様書に関する問い合わせ：Gp1及び2 第1ヘリコプター団 1科 広報班 福田（内線247）
※FAX送信の際は、音声通話からのFAX切り替え、もしくは電話で一報してからFAX待ち受けどちらかになります。

仕 様 書

1 件名

簡易水洗トイレ等借上

2 実施場所

千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内

3 概 要

下表に示す品名の物を借用し、官側が指定する場所に設置及び撤収(運搬含む)を実施する。

品 名	規 格	数 量	備 考
簡易水洗トイレ(大小兼用)	PE製AUG型ペダル式軽水洗便槽付	31基	風等により飛散しない処置を実施すること。 1基につき、水タンク20L×3個、トイレットペーパー3個設置。
身障者用水洗トイレ	SHRN-J1 ユニバーサルトイレ 軽水洗	2基	風等により飛散しない処置を実施すること。 1基につき、水タンク20L×3個、トイレットペーパー3個設置。
目隠しフェンス	L	1式	46枚使用。 風等により飛散しない処置を実施すること。
1槽式シンク	PE製 ALF-600AH	14基	指定する場所での既設配管と接続まで実施する。

* 設置等するための、消耗品等はすべて請負業者側負担とする。

4 期 間

令和6年 10月 1日(火)～同年 10月 7日(月) 7日間

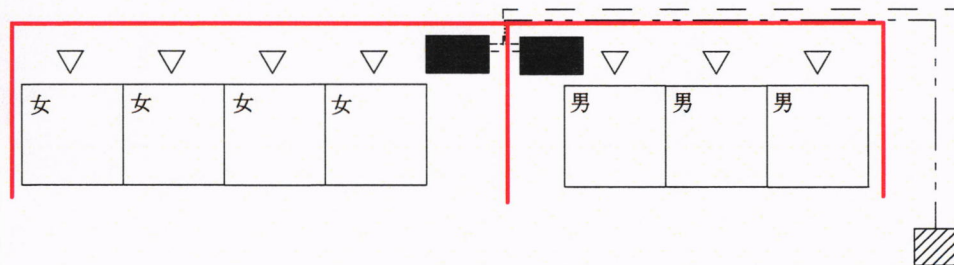
5 その他

- (1) 簡易水洗トイレ等の設置場所は駐屯地内とし、簡易水洗トイレ設置計画図のとおりとするが、細部位置は現地調整とする。
- (2) シンク給水及び排水配管は請負業者にて接続する。
- (3) 納入について、令和6年10月1日(火)に設置完了とするが、細部時間等については官側との調整による。
- (4) 引き取りについては、令和6年10月7日(月)とし、細部時間等については官側との調整による。
- (5) 汲み取り作業は含まないものとする。

件 名	簡易水洗トイレ等借上
	第1ヘリコプター団第1科広報班

エリア 1

格納庫

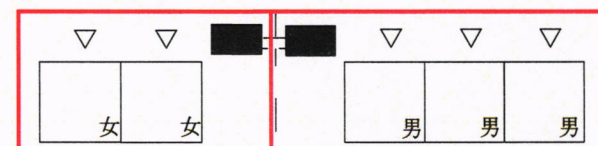


道路

給水 15 m程度
排水 9 m程度

エリア 2

格納庫

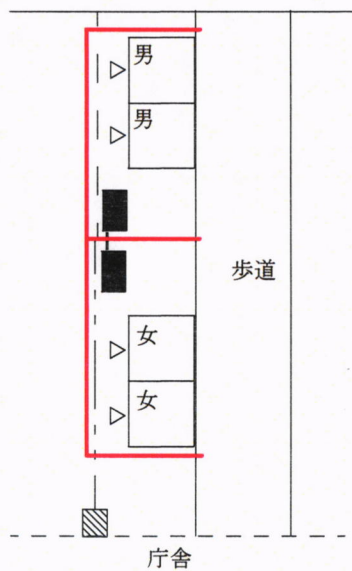


道路

給水 20 m程度
排水 10 m程度

エリア 3

道路



歩道

給水 30 m程度
排水 8 m程度

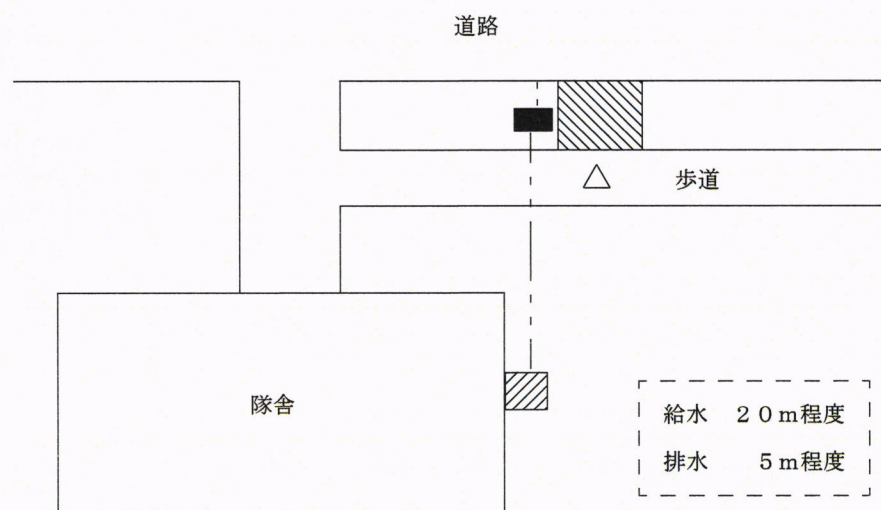
凡例

- | | | | |
|--|----------------|--|---------|
| | 簡易水洗トイレ (大小兼用) | | 目隠しフェンス |
| | 手洗い | | 給水配管 |
| | 入口を示す | | 排水配管 |
| | 給水栓 | | |

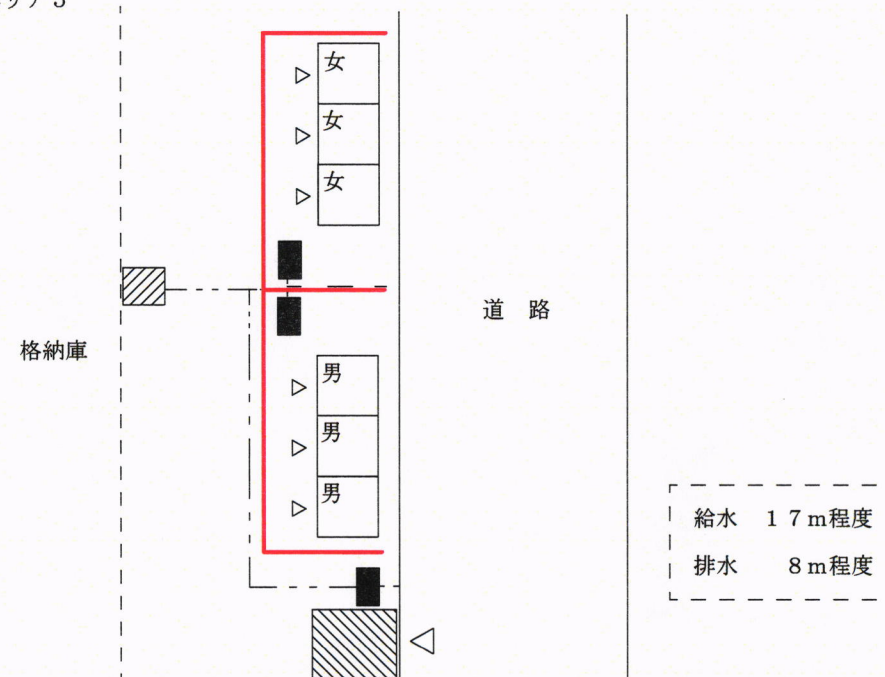
図面名 簡易水洗トイレ設置計画図

木更津駐屯地業務隊

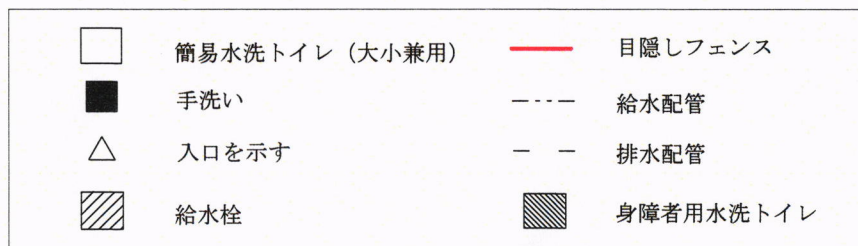
エリア4



エリア5



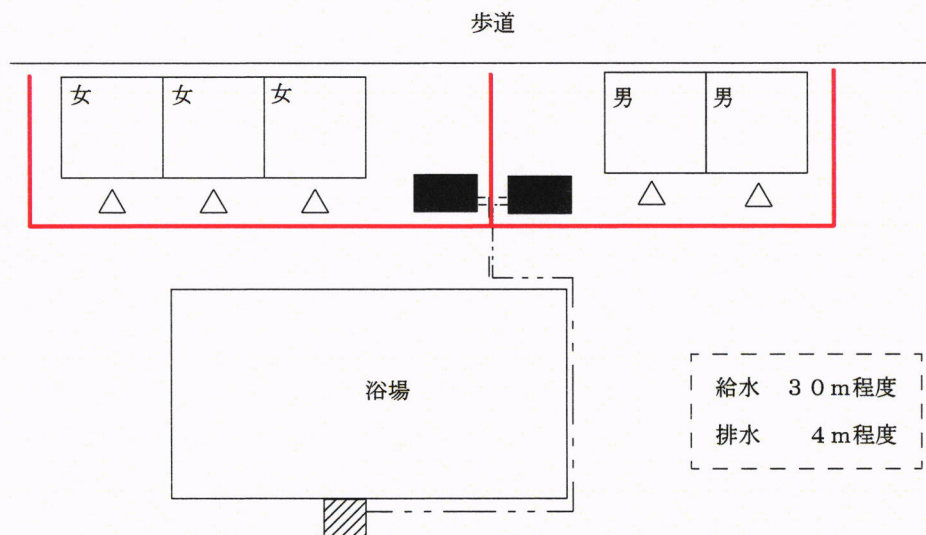
凡例



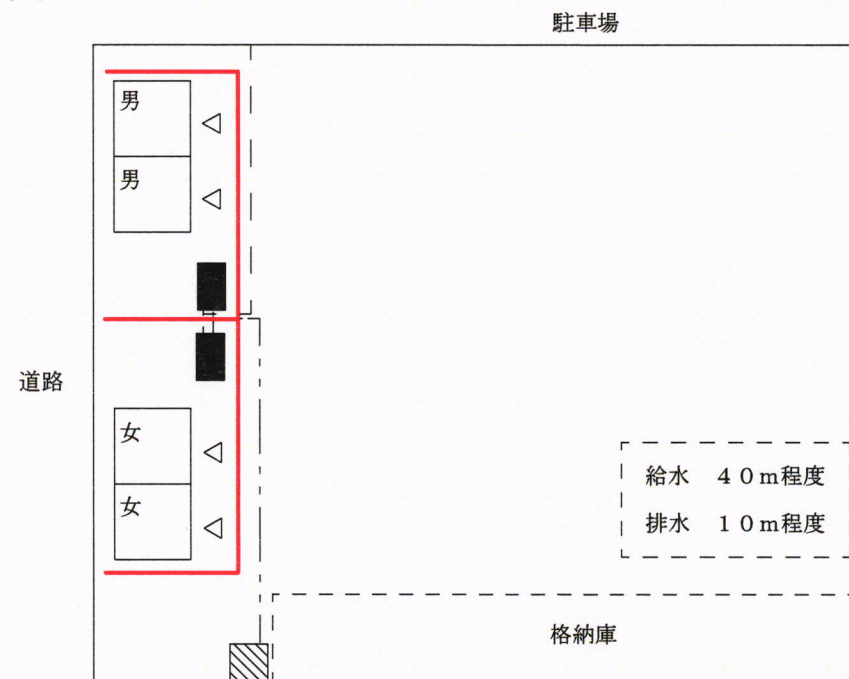
図面名 簡易水洗トイレ設置計画図

木更津駐屯地業務隊

エリア 6



エリア 7



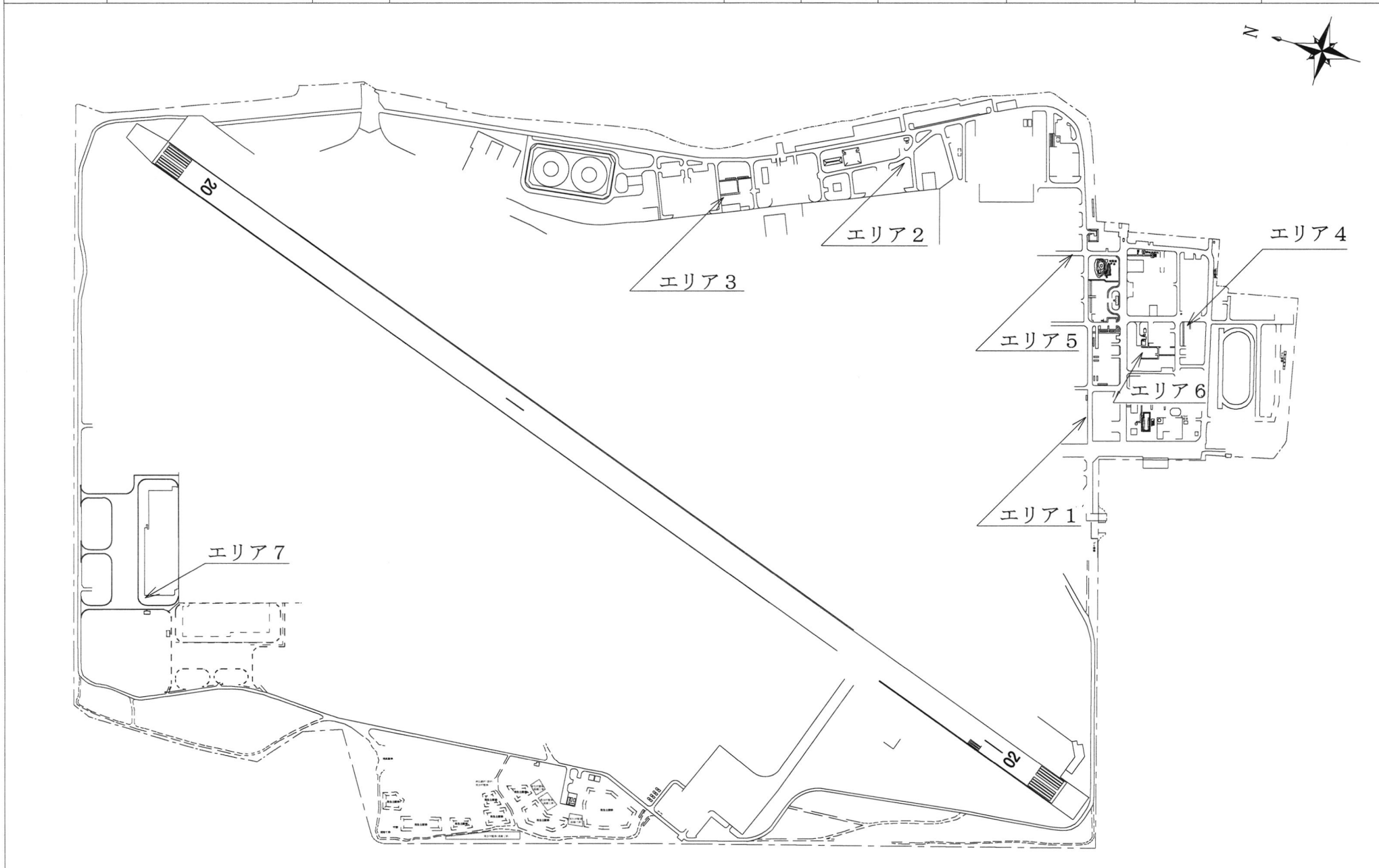
凡例

- | | | | |
|--|---------------|--|---------|
| | 簡易水洗トイレ（大小兼用） | | 目隠しフェンス |
| | 手洗い | | 給水配管 |
| | 入口を示す | | 排水配管 |
| | 給水栓 | | |

図面名 簡易水洗トイレ設置計画図

木更津駐屯地業務隊

駐(分)屯地	木更津駐屯地	図面	駐屯地配置図	建物 番号	縮 尺	作成年月日	図面番号	
					1 : 8,500	6.6.14	および図面	



仕 様 書

1 件名

し尿・汚泥汲取役務

2 実施場所

千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内

3 概 要

本役務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に基づく駐屯地内仮設トイレのし尿及び汚泥の汲取を行う。

4 実施予定回数

汚泥汲取 1回

5 規 模

- (1) 簡易水洗トイレ 31基
- (2) 身障者用水洗トイレ 2基

6 昨年度実績

汚泥汲取 3.8m³

7 その他

- (1) 汲取実施場所は駐屯地内とし、細部場所については官側の指示する場所とする。
- (2) 本役務の実施にあたっては、関係法令等を厳守するものとする。
- (3) 汲取後に便器及びタンクの洗浄・汲取を実施するものとする。
- (4) 汲取は、令和6年10月7日(月)とし、細部時間については官側との調整による。
- (5) 検査は数量検査とする。その際、役務完了届を官側に提出するものとする。
- (6) 本仕様書に明記なき事項であっても、技術上当然必要な事項については、請負業者の負担において実施するものとする。
- (7) 本役務に必要な電気及び水については、原則請負者が負担するものとする。やむを得ず使用する場合には、事前に監督官と協議するとともに、作業完了後速やかに料金を支払うものとする。
- (8) 役務内容と仕様書に相違がある場合、仕様書に明記なき事項等があった場合若しくは疑義を生じた場合は、官側と調整の上実施するものとする。
- (9) 運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者が行い、処分先は衛生処理場にて業者負担で適正に処分し計量表の写しを提出する。

件 名

し尿・汚泥汲取役務

第1ヘリコプター団1科広報班